

# Weekly Report

第719号  
令和5年10月23日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 「130万円の壁」対策に関するQ & A

社会保険の被扶養者に係る「年収の壁（106万円・130万円）」対策が始まりました。このうち、従業員100人以下の事業所で働く場合の「130万円の壁」に関する措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、次のようになります。

### ◆Q & A

#### Q. 「130万円の壁」に関する措置は？

A. パート等の被扶養者が年収130万円以上（60歳以上などは180万円以上）となる場合、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、健保組合等の円滑な被扶養者認定を図ります（連続2年が上限）。

#### Q. この措置の対象となるのは？

A. 社会保険の被扶養者（新たに認定を受ける方も含む）が対象となります（配偶者に限りません）。

#### Q. 「一時的な収入変動」に該当するケースは？

A. 例えば、\* 他の従業員の退職や休職により業務量が増加した、\* 受注が好調で業務量が増加した、

\* 突発的な大口案件で業務量が増加した、などです。なお、基本給の引上げなど今後も確実に収入が増える場合、一時的な増加とは認められません。

#### Q. 「事業主の証明」はいつ、どこに提出する？

A. 被扶養者の認定及び資格確認の際に、被保険者の勤務先を通じて健保組合等に提出するため、被保険者は収入確認に合わせて、被扶養者を雇用する事業主が作成した証明書（様式は厚生省HPから入手）を取得することになります。

#### Q. 事業主証明を提出すれば、必ず被扶養者になる？

A. 雇用契約書等も踏まえて総合的に判断するため、必ず被扶養者に認定されるわけではありません。

## 相続土地国庫帰属制度で初の土地引取り

相続等によって取得した不要な土地を一定要件の下で国が引き取る「相続土地国庫帰属制度」が本年4月27日から始まりましたが、8月末時点で885件の申請があり、審査を経て承認された土地の引き取りが9月下旬に初めて行われたようです。

本制度の申請は、相続や遺贈によって相続人が取得した土地であれば農地や山林も対象となりますが、\* 建物がある、\* 担保権が設定されている、\* 土壤汚染がある、などの土地は対象外です。なお、申請時に審査手数料（一筆当たり1万4千円）、承認を受けた場合には負担金（原則20万円。市街化区域等の土地は面積に応じて算定した金額）の納付が必要となります。

## 年末調整等で必要となる控除証明書

年末調整や確定申告で所得控除を受けるために必要となる控除証明書が送られてくる時期です。

生命保険料や地震保険料を支払った方には保険会社から「保険料控除証明書」、国民年金保険料を支払った方には日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」、iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金を支払った方（個人払込の加入者）には国民年金基金連合会から「小規模企業共済等掛金払込証明書」が届きますので、大切に保管しておきましょう。